

# 「ふくしまプライド。」発信事業（関西圏）業務委託に関する業務仕様書（案）

## 1 業務名

「ふくしまプライド。」発信事業（関西圏）

## 2 事業目的

関西圏で消費者や酒類の流通に関わる事業者を対象としたイベントを開催し、「ふくしまの酒」のブランドイメージを訴求することで、県産酒の認知度向上及び消費拡大を目指す。

## 3 委託業務内容

### （1）大阪市内の飲食店と連携したイベント

- ・大阪市内の飲食店において、県産日本酒の試飲もしくは飲み比べ等ができるイベントを企画し、10月～11月の間に約1ヶ月程度実施すること。
- ・イベントで使用する日本酒は福島県観光物産館大阪サテライトショップ、福島県酒造組合等と調整したうえで選定すること。なお、その調達にあたっては、関西圏における小売店の活用を見込み、流通促進に資する企画を提案すること。
- ・イベントに参加した飲食店及び消費者に対しアンケートを実施し、人気の高い銘柄やニーズの傾向についてとりまとめること。
- ・県内の蔵元が参加し、直接関西圏の消費者等にPRできる対面イベントを企画すること。

#### 提案1

- ・県産日本酒を効果的にPRできる手法について具体的に提案をすること。

### （2）福島県内蔵元と関西圏流通事業者との商談会

- ・関西圏で酒類の流通に関わる事業者を招へいし、県産日本酒の販路拡大及び消費拡大に繋がるような商談会を開催すること。
- ・商談会に参加した蔵元及び流通事業者に対し、県産日本酒の認知度調査のほか、販路拡大に繋がるアンケートを実施すること。

#### 提案2

- ・商談会終了後においても、継続的に県産酒の販路拡大が期待できるような企画提案をすること。

### （3）分析調査

- ・「（1）」「（2）」のアンケート結果等を取りまとめ、関西圏におけるふくしまの酒の販路拡大・消費拡大に向けた分析を行うこと。

#### 4 成果品

- (1) 実績報告書（正副本 1部ずつ）
- (2) その他、実績を報告するのに必要なデータ（動画など）

#### 5 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
  - ・着手届
  - ・統括責任者通知書
  - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
  - ・完了届
  - ・その他、県が業務の確認に必要と認める書類

#### 6 統括責任者

本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

#### 7 その他

本仕様書に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、両者が協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。